

平成29年第3回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月27日（月）
午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人
4. 出席委員（26人）
会 長 1番 岩崎信一郎
会長代理
委 員 3番 岸本 六郎 5番 今村 和人 6番 岳野 一敏
7番 太田 尚臣 8番 山口 美幸 9番 郡 勝壽
11番 松本千代治 12番 竹尾 久人 13番 高野 和美
16番 山下 裕史 17番 内海 輝次 18番 辻山 保美
19番 辻 良人 20番 山脇 初良 21番 澤田 馨
22番 牛水 司 23番 宮原 信明 24番 熊野 三次
25番 朝長 久夫 26番 山添 満之 27番 平野 安雄
28番 福田 務 29番 大久保和博 30番 井田 初美
31番 田中 初治
5. 欠席委員（5人）
2番 麻生 克典 4番 浦口 大輔 10番 辻尾 政幸
14番 山口 孝生 15番 木本 安仁
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
議案第15号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する
意見について
議案第16号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項
・農地改良届出について
・農地改良届出に係る工期の延長届けについて
7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴
8. 会議の概要
事務局 只今から平成29年西海市農業委員会第3回総会を開会いたします。本日、2番：麻生委員、4番：浦口委員、10番：辻尾委員、

14番：山口委員、15番：木本委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は在任委員31名中26名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、16番山下委員、17番内海委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。

それでは「1番」について説明いたします。資料は2頁です。ここで資料の修正をお願いします。議案第7号を議案第12号に修正をお願いします。詳細は本日配布資料を参照ください。所在が西彼町下岳郷字前島の田、計1筆、559㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲渡人から申請の物件について譲渡人に対し、所有権移転（売買）の申し出があり、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっております。第3項第2号、第3項第3号共に有となっており、役員1人以上が常時従事としているとのことです。

関係資料は3頁から6頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図を添付しております。申請地のすぐとなりに譲り受け人の事務所・集

荷施設がある状況です。5頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。6頁は現況写真となっています。現況のまま普通畑・野菜栽培地として利用したいとのことでした。

農地法第3条第2項各号には該当しないこと、第3項要件が有のため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

20番 申請地は譲り受け人の隣接地で、譲り渡し人から申し出があり今回の所有権移転（売買）となったということです。譲り受け人は農事法人として中間管理事業を活用して広く展開しており、譲り受け後も馬鈴薯、キャベツ等を栽培をしていくと聞いております。要件も全て満たしているようですので宜しくご審議ください。

議 長 ただ今議案第12号の1番について説明がありました。

 これより質疑に入ります。

 皆さんから何かご意見等ございませんか。

 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

 よって、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に2番について説明をお願いします。

事務局 それでは「2番」について説明いたします。資料は7頁です。所在が西彼町中山郷字東川内の畑、計2筆、656㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲渡人から申請の物件について譲渡人に対し、所有権移転（売買）の申し出があり、譲受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。譲受人の自宅付近の農地で、現在不耕作で原野化しているが譲渡後は普通畑として活用するとの事でした。

 農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となってい

ます。

関係資料は8頁から11頁までで、8頁に位置図、9頁に付近状況図を添付しております。申請地の近くに譲り受け人の自宅があり徒歩1分くらいの状況です。10頁は字図で、黄色に塗られているところ2箇所が申請地です。6頁は現況写真となっています。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

26番 申請地は中山郷の福祉施設の近くにあります。譲り渡し人は果樹を栽培しておりますが、今回の申請地は長年不耕作状態で、譲り受け人が野菜等を栽培するということで合意したということで、耕作放棄地の解消にもなりますので宜しくご審議ください。

議 長 ただ今議案第12号の2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番を説明します。資料は12頁です。所在地が大瀬戸町雪浦上郷字坂中の田1筆、面積958㎡の一部・124.87㎡、利用状況は不耕作で、現在分筆申請中の物件となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は亡くなった譲受人の配偶者の蔵書公開を目的とした書庫を建設するとなっています。添付資料は、13頁から21頁までで、13頁に位置図、14頁に付近状況図、15頁に字図、16頁に航空写真、17頁に現況写真、18頁に被害防除計画書、19頁に配置図、20頁に

立面図、21頁に平面図を添付しております。木造鉄板葺平屋建、書庫兼集会所、床面積61.88㎡、建築面積61.88㎡を予定しています。18頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。当該地の東西には段差があり、西側地は下段に位置しますが、建物を平屋にし、本棚を東側に設置することにより、土砂崩れ等の危険性は回避できる。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、高さを加減する(3.2から4.0m程度)。平屋建てとし高さを加減するため隣地への影響は少なく、被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は、自然流下、汚水・生活雑排は合併浄化槽処理となっています。

農地区分については、申請地と周辺農地は段差があり、野菜畑として利用があるものの、周囲の農地も申請地と同様荒地となっており農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 担当委員が急遽欠席となりましたので、事務局から補足説明をお願いします。

事務局 担当委員が急遽欠席となりました。補足説明の報告がありましたので事務局から説明いたします。

申請地は譲受け人の自宅の近傍で、譲受け人の配偶者の蔵書の公開を目的とした書庫兼集会所を建設するもので、西側の石積みに若干補修が必要かという印象は受けたということでした。本人は長期不在で会えませんでした。被害防除計画の排水計画も既設の合併浄化槽に繋ぎ込むということで、特に問題はないという報告でした。

よろしくをお願いします。

議長 ただ今議案第13号の1番について説明がありました。

これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、原案どおりで許可相当といたします。

議長 次に2番について説明をお願いします。

事務局

2番について説明します。資料は22頁からです。2番の農地の所在は、大島町字横島で畑1筆、地籍・330㎡、利用状況は不耕作で、申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人の詳細については議案書記載のとおりです。申請理由は現在アパート住まいで住宅が狭いため自宅を新築するとなっております。添付資料は、23頁から31頁までで、23頁に位置図、24頁に付近状況図、25頁に字図、26頁に航空写真、27頁に現況写真を添付しています。28頁に被害防除計画書、29頁に配置図、30頁に平面図、31頁に立面図を添付しております。木造スレート葺2階建、住宅134.15㎡(1F74.53㎡、2F59.62㎡)建築面積76.19㎡を予定しています。

28頁にもどりまして、申請地の現状のまま利用する。それに伴う被害防除措置は、ブロック塀設置で、西側の隣地は擁壁で境界がされており、道路面を除いて東側・南側にブロック塀を設置し利用するので隣地への被害はない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は隣地との境界から距離を置いて建物建築するため隣地への被害発生の恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は溜枡・道路側溝、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽処理を行い、道路側溝へ放流するとなっております。

農地区分については、周囲は荒地となっており、農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長

それでは補足説明を担当委員お願いします。

21番

過日、譲り渡し人と現場でお会いして話を伺って参りました。譲り渡し人はご高齢で、ほとんど農業はやっておりません。譲り受け人は造船所勤務で現在は公営住宅に入居しておりますが、手狭となり住宅建築に至ったということでした。周囲に被害を及ぼすような事はなく、何ら問題はないと思いますので宜しくご審議ください。

議長

ただ今、議案第13号の2番について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長

ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について

て」の2番は、原案どおりで許可相当といたします。

議 長 次に3番について説明をお願いします。

事務局 3番について説明します。資料は32頁からです。3番の農地の所在は、西彼町小迎郷字大久保で畑1筆、地籍・552㎡、利用状況は不耕作で、申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人の詳細については議案書記載のとおりです。申請理由は水道事業・土木事業の資材置場として利用するため、所有権移転売買を行うとなっています。添付資料は、33頁から39頁までで、33頁に位置図、34頁に付近状況図、35頁に字図、36頁に航空写真、37頁に現況写真を添付しています。38頁に被害防除計画書、39頁に配置図・断面図を添付しております。

38頁にもどりまして、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用するで、土地の形状をほとんど変えず、側溝を設置することにより特に被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は申請地周辺に畑があるが、高いものなど設置することはなく日照被害はない、農地への通行にも影響はない。排水計画ですが、雨水排水は水路放流、自然浸透と側溝により特段被害の発生する恐れはないとなっています。

農地区分については、農地と荒地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地といえますので、第2種農地と判断します。

事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

16番 譲り受け人と現場で話を聞いてまいりました。資料にありますように水道事業、土木事業を営まれており、現在の資材置き場が手狭になったということで今回の申請地を相談したとの事でした。建物を設置する予定はなく、整地して資材を置く、新しい材料等を置くとの事でした。排水については側溝を整備して流末は自然流下ということでありました。南側に果樹園がありますが、地形等からしても何ら問題はないと判断いたしました。宜しくご審議ください。

議 長 ただ今、議案第13号の3番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」の3番は、原案どおりで許可相当といたします。

議 長 次に4番について説明をお願いします。

事務局 4番について説明します。資料は40頁です。所在地が西海町横瀬郷字上ノ門畑1筆、面積・663㎡、利用状況は不耕作で申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在、姉妹がそれぞれ借家に居住しているが、姉と同居することになり、自宅を両親宅の近隣に引っ越し同居するため新築したいとなっています。本件は8月の総会において農用地区域の除外を行ったものです。添付資料は、41頁から49頁までで、41頁に位置図、42頁に付近状況図、43頁に字図、44頁に航空写真、45頁に現況写真、46頁に被害防除計画書、47頁に配置図、48頁に平面図、49頁に立面図を添付しております。木造コロニアル葺平屋建て、住宅、総面積89.43㎡、建築面積89.43㎡を予定しています。46頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う（最高1.5m、最低0.5m）・切土を行う（最高1.5m、最低0.5m）、土留め工事を行う、周辺農地と1.5m程度高低差があり、また周囲をフェンスで囲い雨水は国道側溝へ流入させるため、特段被害の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として高さを加減する（5m程度）。周辺農地の1.5m程低位に位置し、日照等について特段被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水は下水道処理となっています。なお、本件の有効面積は460㎡と聞いております。

農地区分については、農地や宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地で第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

7番 譲り受け人と現地で立会い話を伺いました。申請地は親御さんの農地ですが、贈与を受けて住宅を建設するというものです。現在、千葉に住んでいるお姉さんが帰郷して同居するとのことでした。切り盛りをして造成して雨水等は回りに側溝を設置し流末は自然流下、生活排水については下水道に繋ぎ込むとのことでした。周囲は不耕作地がほとんどで、何ら問題はないと判断いたしましたので、宜しくご審

議ください。

議 長 　　ただ今、議案第13号の4番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」の4番は、申請どおり許可相当といたします。

議 長 　　次に5番について説明をお願いします。

事務局 　　5番について説明します。資料は50頁からです。5番の農地の所在は、西海町中浦北郷字西ノ前で畑2筆、地籍・150㎡、利用状況は不耕作で、申請地の各筆毎の地番・譲り渡し人・譲り受け人の詳細については議案書記載のとおりです。申請理由は住宅出入り通路が狭いため舗装等により通路を拡張確保し、併せて駐車場を設置するためとなっています。権利内容は所有権移転贈与となっています。添付資料は、51頁から58頁までで、51頁に位置図、52頁に付近状況図、53頁に字図、54頁に航空写真、55・56頁に現況写真を添付しています。57頁に被害防除計画書、58頁に土地利用計画図を添付しております。57頁にもどりまして、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う（最高1.0m、最低0.5m）・切土を行う（最高1.0m、最低0.5m）、土留め工事を行う、周辺農地と距離・高低差があり、側溝を設置することで特段被害を及ぼす恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は周辺農地と距離高低差があり、特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下となっています。
農地区分については、道路と荒地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　それでは補足説明を担当委員をお願いします。

9番 　　譲り渡し人と譲り受け人は親子関係でありまして、同居しております。譲り渡し人と現地で話を聞きました。申請地は不耕作で住宅出入り通路が狭いため舗装等により通路を拡張確保し、併せて駐車場を設

置したいとの事でした。周囲に農地もなく特段問題はないと判断しましたのでよろしくお願いします。

議長 　ただ今、議案第13号の5番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。
よって、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」の5番は、申請どおり許可相当といたします。

議長 　次に議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは59頁、議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する.と.な.っ.て.い.ま.す.

60頁は農地利用集積計画集計表です。使用貸借「10年」のもの3件・4筆・2, 111㎡、合意解約6件、76筆、124, 228㎡、「市公社貸出分、賃貸借「10年」のもの2件・4筆・2, 111㎡、「使用貸借権・賃貸借権設定」(県公社借入分)使用貸借「10年」のもの50件・440筆・590, 445㎡、賃貸借「5年」のもの1件・4筆・23, 112㎡の計52件・444筆・613, 557㎡の表が対象となっています。

61頁は市公社が借り受けた3件・4筆・2, 111㎡の詳細が計上され、使用貸借期間「10年」のもの4筆となっています。

62頁は市公社から貸し付けた2件・4筆2, 111㎡の詳細が計上され、賃貸借期間「10年」のもの4筆となっています。

63頁から65頁は合意解約分6件、76筆、124, 228㎡の詳細が計上され、解約理由はすべて「中間管理機構へ移行するため」となっています。

66から85頁は県公社借入「10年」のもの「使用貸借」50件・440筆・590, 445㎡と「5年」のもの「賃貸借」1件・4筆・23, 112㎡、計51件・444筆613, 557㎡の詳細となっています。備考欄に「○」が本人から本人へ貸し付ける「A to A」方式分で、「◎」が合意解約分となっています。86・67頁に「市公

社貸出分」の経営状況「2件」を添付しています。詳細につきましては、議案書及び本日配布資料を参照ください。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今、議案第14号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。
よって、議案第14号「農地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定いたします。

議長 　次に議案第15号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 　資料は別冊となります。2頁をお願いします。議案第15号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について」農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は3頁から75頁です。先ほど66頁から85頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・444筆がそのままここに計上されています。県農業振興公社から「51社」に対し計444筆・613, 557㎡の「使用貸借」10年のものと「賃貸借」5年のものが計上されています。

1番から436番、441番から444番までの440筆が、48件の「使用賃貸」、「10年」のもので、437番から440番までの4筆が、3件の「賃貸借」、「5年」のもの農用地利用配分計画（案）で3頁から24頁に詳細が計上されています。25頁から75頁にかけて、51件の借り手の経営状況を添付しています。詳細につきましては議案書を参照ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3において特に問題はないものと判断します。

事務局からの説明は以上です。

議長 　それでは補足説明を担当委員をお願いします。

16番 みかん部会での総意のようではありますが、配分を受ける方は地域のリーダー的な方ばかりで、頑張っておられますのでよろしく願います。

3番 私の担当地区の方が3人おられますが、同じ地区でアスパラを栽培しておりまして、今後も中間管理事業を活用してやっていきたいということです。いずれも意欲ある方々ですのでよろしく願います。

事務局 この件も担当委員から報告を受けておりますので、事務局から説明します。借り手はNPO法人でありまして、県の「小さな楽園づくり交付金事業」の認定を受けて活動しております。今回配分を受けることも計画の一環としての取り組みで、野菜等を栽培する事により耕作放棄地の解消を図り、最終的には地域内消費にとどまらず、雪浦ブランドとして展開していきたいということでした。

議長 ただ今、議案第15号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第15号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「意見なし」といたします。

議長 次に議案第16号「非農地通知の対象とするものの決定について」を議題といたします。1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は76頁をお願いします。議案第16号の非農地通知の対象とするものの決定について説明をいたします。今回は7筆・5,713㎡について、審議を頂きたいと思えます。所有者の方は4件の方なっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。今回の申請につきまして、1件目は1番で資料は77頁から81頁です。所有者は長崎市三原町の方ですがお母さんが多良良郷に在住されています。77頁に位置図、78頁に付近近況図、79頁に字図、80頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂り原野化しておりまして、今後耕作再開の意

思はなく現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。81頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

2件目は2番で資料は82頁から86頁です。所有者は佐世保市白岳町の方となっています。82頁に位置図、83頁に付近近況図、84頁に字図、85頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。86頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

3件目は3番から6番の4筆で資料は87頁から98頁です。所有者は西海町七釜郷の方です。87頁に位置図、88頁に付近近況図、89から92頁に字図、93頁から96頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。97・98頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

4件目は7番で資料は99頁から103頁です。所有者は西彼町八木原郷の方となっています。99頁に位置図、100頁に付近近況図、101頁に字図、102頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。103頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

説明は以上です。

議 長 それでは1番について補足説明を担当委員お願いします。

8番 写真を見ていただければ分かるように、雑木が繁り本人も耕作の意
思はなく、非農地の対象として問題はないと判断しました。宜しくご
審議ください。

議 長 2番について担当委員お願いします。

5 番 所有者は30数年前に転出され、それ以来農地は放置された状態
あります。現場は3方を宅地に囲まれ面積も狭小で、本人も高齢でそ
の意思もないというところから、農地としての利用は困難と判断しま
した。よろしくをお願いします。

議 長 3番から6番について担当委員をお願いします。

19番 本人と一緒に現地を確認しました。長年耕作されておらず原野化し
ております。一部、茅場がありました。耕作はしたことがないという
ことで、今後もする予定はないとのことでした。現場を見る限り農地
としての利用は困難と判断しましたのでよろしくをお願いします。

議 長 7番について補足説明を担当委員をお願いします。

30番 本人と一緒に現地を確認しました。40年来耕作はしておらず、周
囲にも耕作した農地はありませんでした。ダテグが生えており農地と
して復元するのは困難と判断しました。本人も高齢で今後も耕作する
意思はないということでしたので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第16号の1番から7番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございま
せんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第16号「非農地通知の対象とするものの決定につい
て」の1番から7番については、非農地通知の対象とすることに決
定いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 それでは資料は104ページをお願いします。成29年3月受付
農地改良届出について説明をいたします。「1番」は田畑の転換となっ
ています。申請地は登記地目が「田」となっています。現況は不耕作
となっており、西海町七釜郷内に南申急傾斜工事があり、残土を盛土
に利用し、0.7m嵩上げを行い畑地に転換をするというものです。
事業は平成29年4月1日から平成29年9月30日までを予定して
おります。

申請地は所在が大瀬戸町多以良外郷字菜切ノ中の1筆、地目・田、

地積・206㎡の届出となっています。申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は105頁から113頁までで、105頁に位置図、106頁に付近近況図、107頁に字図、108頁に航空写真、109・110頁に現況写真を添付しています。111頁に被害防除計画書、112・113頁に工事計画書をつけています。

次の資料は114頁になります。「2番」は畑の嵩上げとなっています。申請地は登記地目が「畑」となっています。現況は不耕作となっており、西彼町下岳郷内の隣接地に住宅建築工事があり、切土を盛土に利用し、0.7m嵩上げを行うというものです。事業は平成29年4月1日から平成29年5月31日までを予定しております。

申請地は所在が西彼町下岳郷字小浦の1筆、地目・畑、地積・108㎡の届出となっています。申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は115頁から121頁までで、115頁に位置図、116頁に付近近況図、117頁に字図、118頁に航空写真、119に現況写真を添付しています。120頁に被害防除計画書、121頁に工事計画書をつけています。

次に報告事項の2番ですが、資料は122頁ページをお願いします。平成29年3月受付、農地改良届出に係る工期の延長届について説明をいたします。「1番」の工事期間の変更となっています。申請地は登記地目が「畑」となっています。利用状況は荒地となっており、平成20年4月1日から平成29年3月31日までの工事期間の届出について平成32年3月31日まで3年間工期を延長するというものです。ぶどう栽培の規模拡大のため埋立て等の工事を実施してきましたが、まだ土砂搬入量が不足しており、埋立て完了まで83%の進捗率のため埋立等の工事を継続しより優良な農地に仕上げたいので工期期間の延長を届出たい。というものです。

申請地は所在が西彼町小迎郷字丸尾の2筆、地目・畑、地積計・9,316㎡の工期延長の届出となっています。申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は123頁から130頁までで、123頁に位置図、124頁に付近近況図、125頁に字図、126頁に航空写真、127頁に現況写真、128頁に被害防除計画書、129頁に平面図、130頁に縦断図を断面図を添付しています。

報告事項は以上です。

議長 　ただ今事務局から報告事項について説明がありました。何か意見等ありませんか。

　ないようでしたら、ただ今報告説明があったとおり届出について承認することといたします。

議 長 以上をもちまして本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成29年4月25日(火) 午後2時00分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター

これをもって西海市農業委員会第2回総会を閉会いたします。
お様でした。

平成 2 9 年 3 月 2 7 日

農業委員会 会長

議事録 署名人

議事録 署名人